

生徒・保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る他県からの帰県者に対する対応について

このことについて、令和2年4月10日に岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部より、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が出されました。

【岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】4月10日（抜粋）

このような状況を踏まえ、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を行い、7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）を、緊急事態措置を実施すべき区域とした。

（中略）

また、全国様々な地域から岩手県に来県、帰県する方には、今まで滞在した地方自治体の自粛要請の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に向けて、来県後2週間、平日夜間や週末の不要不急の外出自粛など慎重に行動すること、欧米等海外からの帰国者には、自宅等指定された場所で2週間待機するなど、検疫の要請に従うことが求められる。

この方針を受け、本校生徒がこれに該当すると、学校長が判断した場合、「出席停止」の措置を取る必要があります。

該当する場合は必ずご連絡ください。また、いろいろな場合が想定されます。その場合もお気軽に学校までご相談ください。